

規 則

「千曲市空家等対策の推進に関する特別措置法施行細則の一部を改正する規則」をここに公布する。

令和6年3月29日

千曲市長 小川 修 一

千曲市規則第8号

千曲市空家等対策の推進に関する特別措置法施行細則の一部を改正する規則

千曲市空家等対策の推進に関する特別措置法施行細則（平成31年千曲市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（立入検査等）

第2条 法第9条第2項の規定による報告は、空家等に係る事項に関する報告徴収書（様式第1号）又は空家等に係る事項に関する報告書（様式第1号の2）により行うものとする。

2 法第9条第3項の規定による通知は、立入調査実施通知書（様式第1号の3）により行うものとする。

第4条中「第14条第1項」を「第13条第1項」に、「指導は、指導書」を「指導は、管理不全空家等に対する指導書」に改め、同条に次の1項を加える。

2 法第22条第1項の規定による助言又は指導は、指導書（様式第3号の2）により行うものとする。

第5条中「第14条第2項」を「第13条第2項」に、「勧告書」を「管理不全空家等に対する勧告書」に改め、同条に次の1項を加える。

2 法第22条第2項の規定による勧告は勧告書（様式第4号の2）により行うものとする。

第6条及び第7条中「第14条第4項」を「第22条第4項」に改める。

第8条中「第14条第5項」を「第22条第5項」に改める。

第9条中「第14条第7項」を「第22条第7項」に、「行うものとする」を「通知するとともに、これを公告する」に改める。

第10条中「第14条第3項」を「第22条第3項」に改める。

第11条中「第14条第11項」を「第22条第11項」に改める。

第12条中「第14条第11項」を「第22条第13項」に改める。

第13条第1項中「第14条第9項」を「第22条第9項」に改める。

第14条中「第14条第10項」を「第22条第10項」に改める。

様式第1号中

「 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第3条の規定により、空家等の所有者又は管理者は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとされています。

あなたが所有する下記空家等について、法第14条第 項の規定の施行に必要な立入調査を、法第9条第2項の規定に基づき実施しますので、同条第3項の規定により通知します。

」を

「 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第5条の規定により、空家等の所有者又は管理者(以下「所有者等」という。)は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めなければならないとされています。

あなたが所有する下記空家等について、法第22条第 項の規定の施行に必要な立入調査を、法第9条第2項の規定に基づき実施しますので、同条第3項の規定により通知します。

」に、

「 (注) この通知による法第9条第2項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、法第16条第2項の規定に基づき、20万円以下の過料に処せられる場合があります。

」を

「 (注) この通知による法第9条第2項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、法第30条第2項の規定に基づき、20万円以下の過料に処せられる場合があります。

」に

改め、同様式を様式第1号の3とし、同様式の前に次の様式を加える。

(住所)
(氏名) 様

千曲市長

空家等に係る事項に関する報告徴収書

あなたの所有する下記空家等に対し、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第22条第1項から第3項までの規定の施行のため、下記のとおり法第9条第2項の規定に基づき当該空家等に関する事項について報告を求めます。

記

- 1 対象となる空家等
所在地 千曲市
用途
所有者の住所及び氏名
- 2 報告を求める内容
- 3 報告の提出先 千曲市長
(担当 部 課)
千曲市杭瀬下二丁目1番地
※様式2の報告書をもって、書面で提出すること。
- 4 報告徴収の責任者 千曲市 部 課長
- 5 報告の期限 年 月 日

(注)

- 1 上記5の期限までに上記3の者まで報告せず、若しくは虚偽の報告をした者は、法第30条第2項の規定に基づき、20万円以下の過料に処されることとなります。
- 2 当該空家等が特定空家等に該当すると認められた場合、又は既に当該空家等が特定空家等に該当すると認められている場合、法第22条第1項から第3項の規定に基づき、周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、助言・指導、勧告、命令を行うことがあります。
- 3 この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条及び第18条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に千曲市長に対し、審査請求をすることができます（ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求することができなくなります。）。
- 4 また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第8条及び第14条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千曲市長を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。（ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様式第1号の2 (第2条関係)

年 月 日

(宛先) 千曲市長

報告者 住所: _____

氏名: _____

電話番号: _____

空家等に係る事項に関する報告書

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第9条第2項に基づき、 年 月 日 第 号により報告を求められた空家等に係る事項について、下記のとおり報告します。

1 対象となる空家等

所在地 千曲市

用途

所有者の住所及び氏名

2 報告事項

3 添付書類

様式第2号中

「

- 2 市町村長は、第14条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

」を

「

- 2 市町村長は、第22条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する事項に関し報告させ、又はその職員若しくはその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

」に

改める。

様式第3号を次のように改める。

（住所）

（氏名）

様

千曲市長

管 理 不 全 空 家 等 に 対 す る 指 導 書

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第5条の規定により、空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めなければならないとされています。

あなたの所有する下記空家等は、法第13条第1項に規定する「管理不全空家等」に該当すると認められました。法第2条第2項に定める「特定空家等」に該当することとなることを防止するために必要な措置をとるよう、法第13条第1項の規定に基づき指導します。

記

1 対象となる管理不全空家等

所在地 千曲市

用途

所有者の住所及び氏名

2 指導に係る措置の内容

3 指導に至った事由

4 措置の期限 年 月 日

（注）

- 1 上記4の期限までに上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく報告をすること。
- 2 上記4の期限までに上記2に示す措置をとらなかった場合は、法第13条第2項の規定に基づき、当該措置をとることを勧告することがあります。
- 3 上記1に係る敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2又は同法第702条の3の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

様式第3号の次に次の様式を加える。

様式第3号の2（第4条関係）

第 号
年 月 日

（住所）

（氏名）

様

千曲市長

指 導 書

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第5条の規定により、空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めなければならないとされています。

あなたの所有する下記空家等は、法第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、下記のとおり速やかに周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、法第22条第1項の規定に基づき指導します。

記

1 対象となる特定空家等

所在地 千曲市

用 途

所有者の住所及び氏名

2 指導に係る措置の内容

3 指導に至った事由

4 措置の期限 年 月 日

（注）

- 上記4の期限までに上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく報告をすること。
- 上記4の期限までに上記2に示す措置をとらなかつた場合は、法第22条第2項の規定に基づき、当該措置をとることを勧告することがあります。
- 上記1に係る敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2又は同法第702条の3の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあつては、勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

様式第4号を次のように改める。

様式第4号（第5条関係）

第 号
年 月 日

（住所）
（氏名） 様

千曲市長 印

管 理 不 全 空 家 等 に 対 す る 勸 告 書

あなたの所有する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第13条第1項に定める「管理不全空家等」に該当すると認められたため、 年 月 日付け 第 号により対策を講ずるように指導してきたところですが、現在に至っても改善がなされていません。

ついては、下記のとおり速やかに当該管理不全空家等が法第2条第2項に定める「特定空家等」に該当することとなることを防止するために必要な措置をとるよう、法第13条第2項の規定に基づき勧告します。

記

- 1 対象となる管理不全空家等
所在地 千曲市
用途
所有者の住所及び氏名
- 2 勧告に係る措置の内容
- 3 勧告に至った事由
- 4 勧告の責任者 千曲市 部 課長
- 5 措置の期限 年 月 日

（注）

- 1 上記5の期限までに上記2に示す措置を実施した場合は、遅延なく上記4に示す者まで報告をすること。
- 2 上記1に係る敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2又は同法第702条の3の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、本勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。
- 3 上記2の措置が実施されず、法第2条第2項に定める「特定空家等」となった場合、必要に応じて、法第22条に基づき、必要な措置をとることとなります。

様式第4号の次に次の様式を加える。

（住所）

（氏名）

様

千曲市長

勸告書

あなたの所有する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、年 月 日付け 第 号により対策を講じるように指導しましたが、現在に至っても改善がなされていません。

については、下記のとおり速やかに周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、法第22条第2項の規定に基づき勸告します。

記

1 対象となる特定空家等

所在地 千曲市

用途

所有者の住所及び氏名

2 勸告に係る措置の内容

3 勸告に至った事由

4 勸告の責任者 千曲市 部 課長

連絡先：

5 措置の期限 年 月 日

（注）

- 1 上記5の期限までに上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告をすること。
- 2 上記5の期限までに正当な理由がなくて上記2に示す措置をとらなかった場合は、法第22条第3項の規定に基づき、当該措置をとることを命ずることがあります。
- 3 上記1に係る敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2又は同法第702条の3の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあつては、本勸告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。
- 4 災害その他非常の場合においては、法第22条第11項の規定に基づき、当該措置について緊急代執行のに移行することがあります。

様式第5号中

「

このまま措置が講じられない場合には、法第14条第3項の規定に基づき、下記のとおり当該措置をとることを命令することとなりますので通知します。

なお、あなたは、法第14条第4項の規定に基づき、本件に関し意見書及び自己に有利な証拠を提出することができるとともに、同条第5項の規定に基づき、本通知の交付を受けた日から5日以内に、千曲市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる旨、申し添えます。

」を

「

このまま措置が講じられない場合には、法第22条第3項の規定に基づき、下記のとおり当該措置をとることを命令することとなりますので通知します。

なお、あなたは、法第22条第4項の規定に基づき、本件に関し意見書及び自己に有利な証拠を提出することができるとともに、同条第5項の規定に基づき、本通知の交付を受けた日から5日以内に、千曲市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる旨、申し添えます。

」に、

「

(注) 上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告をすること。

」を

「

(注)

- 1 上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告をすること。
- 2 災害その他非常の場合においては、法第22条第11項の規定に基づき、当該措置について緊急代執行の手続きに移行することがあります。

」に

改める。

様式8号中

「

年 月 日付け 第 号の命令に係る事前の通知書に
対して 年 月 日付け命令に係る事前の通知に対する意見聴取請
求書の提出がありましたので、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26
年法律第127号。以下「法」という。）第14条第6項の規定により、下記のとおり
公開による意見の聴取を行うため出席を求めますので、法第14条第7項の規
定によりその旨を通知します。なお、同項の規定により公告していることを申
し添えます。

また、法第14条第8項の規定により、意見の聴取に際して、証人を出席さ
せ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができます。

」を

年 月 日付け 第 号の命令に係る事前の通知書に
対して 年 月 日付け命令に係る事前の通知に対する意見聴取請
求書の提出がありましたので、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26
年法律第127号。以下「法」という。）第22条第6項の規定により、下記のとおり
公開による意見の聴取を行うため出席を求めますので、法第22条第7項の規
定によりその旨を通知します。なお、同項の規定により公告していることを申
し添えます。

また、法第22条第8項の規定により、意見の聴取に際して、証人を出席さ
せ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができます。

」に

改める。

様式9号中

あなたの所有する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平
成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に定める「特定空家
等」に該当すると認められたため、年 月 日付け 第
号により、法第14条第3項の規定に基づく命令を行う旨事前に通知しまし
たが、現在に至っても通知した措置がなされていないとともに、当該通知に示し
た意見書等の提出期限までに意見書等の提出がなされませんでした。

ついては、下記のとおり措置をとることを命令します。

」を

あなたの所有する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平
成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に定める「特定空家
等」に該当すると認められたため、年 月 日付け 第

号により、法第22条第3項の規定に基づく命令を行う旨事前に通知しましたが、現在に至っても通知した措置がなされていないとともに、当該通知に示した意見書等の提出期限までに意見書等の提出がなされませんでした。

ついては、下記のとおり措置をとることを命令します。

」に、

「
(注)

- 1 上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告をすること。
- 2 本命令に違反した場合は、法第16条第1項の規定に基づき、50万円以下の過料に処せられます。
- 3 上記5の期限までに上記2の措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同期限までに完了する見込みがないときは、法第14条第9項の規定に基づき、当該措置について行政代執行の手続に移行することがあります。

」を

「
(注)

- 1 上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告をすること。
- 2 本命令に違反した場合は、法第30条第1項の規定に基づき、50万円以下の過料に処せられます。
- 3 上記5の期限までに上記2の措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同期限までに完了する見込みがないときは、法第22条第9項の規定に基づき、当該措置について行政代執行の手続に移行することがあります。
- 4 災害その他非常の場合においては、法第22条第11項の規定に基づき、当該措置について緊急代執行の手続に移行することがあります。

」に

改める。

様式10号中

「
下記特定空家等の所有者は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第14条第3項の規定に基づき措置をとることを、

年 月 日付け 第 号により、命ぜられています。

」を

「

下記特定空家等の所有者は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第22条第3項の規定に基づき措置をとることを、

年 月 日付け 第 号により、命ぜられています。

」に

改める。

様式第11号中

「

あなたに対し 年 月 日付け 第 号によりあなたの所有する下記特定空家等の を行うよう命じました。この命令を 年 月 日までに履行しないときは、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第14条第9項の規定に基づき、下記特定空家等のを執行いたしますので、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項の規定によりその旨戒告します。

」を

「

あなたに対し 年 月 日付け 第 号によりあなたの所有する下記特定空家等の を行うよう命じました。この命令を 年 月 日までに履行しないときは、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第22条第9項の規定に基づき、下記特定空家等のを執行いたしますので、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項の規定によりその旨戒告します。

」に、

「

（教示）

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千曲市長に対して審査請求をすることができます。

（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千曲市を被告として（訴訟において千曲市を代表する者は千曲市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であって

も、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

」を

「
(注)

災害その他非常の場合においては、法第22条第11項の規定に基づき、当該措置について緊急代執行の手續に移行することがあります。

(教示)

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千曲市長に対して審査請求をすることができます。

(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千曲市を被告として(訴訟において千曲市を代表する者は千曲市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

」に

改める。

様式第12号中

「
年 月 日付け 第 号によりあなたの所有する下記特定空家等を 年 月 日までに するよう戒告しましたが、指定の期日までに義務が履行されませんでしたので、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第14条第9項の規定に基づき、下記のとおり代執行を行いますので、行政代執行法(昭和23年法律第43号)第3条第2項の規定により通知します。

」を

「
年 月 日付け 第 号によりあなたの所有する下記特定空家等

を 年 月 日までに するよう戒告しましたが、指定の
期日までに義務が履行されませんでしたので、空家等対策の推進に関する特別
措置法（平成26年法律第127号）第22条第9項の規定に基づき、下記のとおり代
執行を行いますので、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第2項の規
定により通知します。

」に

改める。

様式第13号中

「

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）（抜粋）
第14条（以上略）

」を

「

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）（抜粋）
第22条（以上略）

」に

改める。

附 則

この規則は、令和6年3月29日から施行する。